「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」の一部改正（案）に関する意見公募の結果について

令 和 ８ 年 ８ 月
国土交通省航空局安全部
安 全 政 策 課

国土交通省では、令和8年6月 30 日から令和8年7月 30 日までの期間において、「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」の一部改正（案）に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、3件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。また、本件に直接関係が無かった御意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」の一部改正（案）に関する意見公募　　別紙

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	【意見】 仮想現実を用いた教材（以下、VR教材）を、評価したうえで、教育規程に定め、実技教育を補完する目的で使用した場合、当該技能審査でも使用することを認めて欲しい。 【背景・理由】 教育で使用した場合に限り、当該の審査でも使用できることで、実機を使うことに比べて、時間や場所の制約なく、柔軟に審査を実施することが可能になるため。	VR教材は実技教育を補完することを目的とした教材であり、技能審査で活用するためには、その性能及び機能に関する標準化に加え、審査の公平性及び客観性を確保する必要があります。また、開発段階にあるVR教材も多く、技能審査の活用に必要な評価・検証が十分に行えないことから、教育で使用したVR教材であっても、技能審査での使用は今後の課題だと考えております。	無
2	実技教育にVRの採用が認めて頂き、どうもありがとうございます。 引き続きまして、学科教育にも、AIを活用したチャットボットなど、双方向の教育が出来る教材を、一部で使用が認められるようにご検討をお願いします。 尚、e-Learningのような単純な単一方向の教材では指定養成施設の学科教育の要件を満足しないことは理解しております。	今回は技術が浸透し始めたVRの採用を図ったものです。 AIの活用については、今後の課題だと考えております。	無
3	あらゆる分野で深刻な人材争奪戦が起きている中、全国の航空インフラや流通（物流・移動の利便性）を維持するために、養成施設の指定基準を緩和して人材確保の間口を広げるという今回の方向性自体には理解いたします。 しかし、航空の世界において「従事者の安全」および「乗客の安全確保」は絶対であり、いかなる理由があっても妥協されてはなりません。今回の改正で受講者の最低人数制限がなくなることで、小規模な施設や、外国人を含む多様な背景を持つ訓練生が増えることが予想されます。 その際、技術の習得だけでなく、現場での重大な事故に直結する「コミュニケーション不足」や「意思疎通の失敗」を防ぐための教育（ヒューマンエラー対策、定型文の徹底、アサーション等）が十分に実施されるよう、国が養成施設の審査において厳格な基準を設け、継続的な監査を行っていくことを強く求めます。	航空従事者の養成においては、安全運航を確保するために必要な知識、技能及び安全意識を適切に習得させることが極めて重要であると認識しております。 ご指摘のコミュニケーション、ヒューマンエラー対策及びCRMの考え方等を含む安全に関する教育については、各養成施設の教育課程において適切に実施されるべき事項であり、国は指定審査において、当該教育の内容及び実施体制について確認しております。また、指定後においても、定期的な随時検査等を通じて、これらの教育が適切に実施されていることを継続的に確認することとしており、厳格に対応してまいります。	無